

# 一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書変更届のご案内 (建設工事等)

入札参加資格認定後、次表に掲げる事項に変更が生じた場合には、遅滞なく変更届を次表右欄の添付書類を添付して提出してください。

## 1. 届出が必要な事項及び添付書類

会社基本情報	項目	添付書類
	主たる営業所の所在地	建設業許可変更届出書(様式第22号の2)の写し ※許可行政庁の收受印のあるもの 委任先がある場合は委任状(原本)
	商号・名称	建設業許可変更届出書(様式第22号の2)の写し ※許可行政庁の收受印のあるもの 委任先がある場合は委任状(原本)
	代表者氏名	建設業許可変更届出書(様式第22号の2)の写し ※許可行政庁の收受印のあるもの 委任先がある場合は委任状(原本)
	郵便番号	添付書類不要
	電話番号	添付書類不要
	FAX 番号	添付書類不要
	E メールアドレス	添付書類不要

許可情報	項目	添付書類
	許可換え(大臣⇔知事)	許可通知書の写し
	許可区分(般⇔特)(業種ごと) ※ただし資格認定された業種に限る	許可通知書の写し
許可業種の廃業(業種ごと) ※ただし資格認定された業種に限る	建設業廃業届の写し	

委任先の営業所情報	項目	添付書類
	所在地	建設業許可変更届出書(様式第22号の2)の写し ※許可行政庁の收受印のあるもの 委任状(原本)
	営業所名	委任状(原本)
	受任者氏名	委任状(原本)
	郵便番号	添付書類不要
	電話番号	添付書類不要
	FAX 番号	添付書類不要
	E メールアドレス	添付書類不要
	許可(追加, 廃業)(業種ごと) ※ただし資格認定された業種に限る	建設業許可変更届出書(様式第22号の2)の写し ※許可行政庁の收受印のあるもの
	許可(区分の変更)(業種ごと) ※ただし資格認定された業種に限る	許可申請書の写し及び別表の写し ※許可行政庁の收受印のあるもの
廃止	建設業許可変更届出書(様式第22号の2)の写し ※許可行政庁の收受印のあるもの	

	委任先の変更	建設業許可変更届出書(様式第22号の2)の写し ※許可行政庁の收受印のあるもの 営業所一覧表(入札参加資格申請の様式第2号) 委任状(原本)
--	--------	---

項目	添付書類
入札参加資格取下げ	添付書類不要 ※取下げ申請をした業種は、平成29・30年度においては再申請できません。

## 2. 注意点

- 希望業種の追加については、別途定められた追加申請期間に入札参加資格審査申請を行う必要があります。
- 建設業許可が失効した場合には、入札参加資格も失効します。この場合、改めて建設業許可を取得し、新規の許可で経営事項審査を受審しなければ、入札参加資格申請を行うことはできません。
- 届出が必要な事項の変更があったにもかかわらず、変更届を提出しない場合は、建設業者等指名除外要綱による指名除外の対象になる場合があります。

## 3. 届出が不要な変更の例

- 許可番号の変更を伴わない通常の許可更新
- 入札参加資格申請後の経営事項審査の更新
- 代表者以外の役員の変更
- 決算の変更
- 資本金の変更
- 使用印鑑の変更

## 4. その他

次の事項については、変更があった時点で、安芸高田市発注工事を受注している場合には、入札参加資格の変更届とは別に、契約ごとに工事発注担当課に変更事項を届け出る必要があります。

- 商号・名称(必須)
- 主たる営業所の所在地(主たる営業所が契約を行っている場合)
- 代表者氏名(主たる営業所が契約を行っている場合)
- 営業所所在地(営業所が契約を行っている場合)
- 営業所名称(営業所が契約を行っている場合)
- 受任者(営業所が契約を行っている場合)

## 5. 提出先

安芸高田市 建設部 管理課

〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791

電話 0826-47-1201

※県内業者・県外業者共通、郵送・持参いずれも可能。